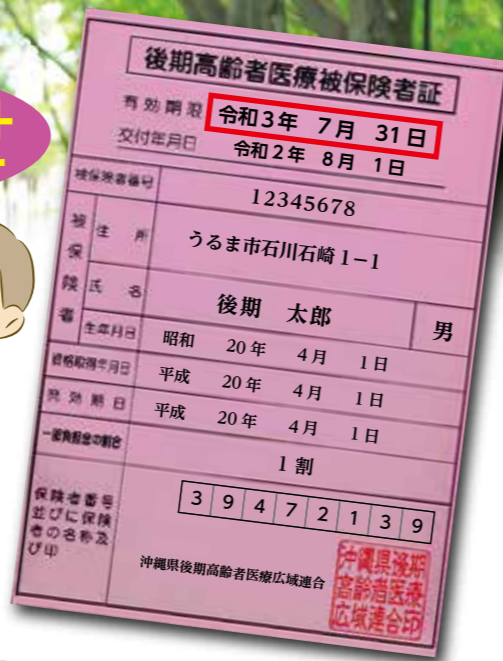


# 後期高齢者医療保険 からの お知らせ



## 8月から被保険者証が変わります！

新しい後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、  
**令和3年7月31日**

新しい保険証は、保険料の未納のない方に、  
7月中旬ごろから簡易書留でお送りします。

事前に窓口での受け取りを申請されている方は、7月31日までにうま市役所本庁舎（東棟）または各出張所窓口で被保険者証を切り替えてください。

## 7月から後期高齢者医療保険料の納付が始まります。

令和2年度後期高齢者医療保険料の納付通知書を7月中旬頃に郵送します。  
後期高齢者保険料の納付方法については、以下の3つとなります。

- 納付書払いの方**  
同封する納付書にて最寄りの金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで期限内に保険料を納めてください。
- 口座振替の方**  
各納期月の末日（全納対象者は7月末日）に、登録されている口座から保険料が引き落とされます。（末日が休日にあたる場合は金融機関の翌営業日となります）
- 特別徴収（年金天引き）となる方**  
ハガキタイプで「保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を郵送します。

## 特別徴収の納付額を平準化します ～年間を通じてできるだけ均等な額になるように～

保険料の特別徴収（年金天引き）は、収入の変動などがあると年6回ある納期の仮徴収額（4・6・8月）と本徴収額（10・12・2月）で、大きな差が生じる場合があります。その差を是正するため、年間を通じてできるだけ均等な額となるように8月の徴収額を変更します。

## 入院などで医療費が高額になる方へ

申請により、入院時や高額な外来診療を受ける際に、医療費の限度額を下げるための「限度額適用・標準負担減額証、限度額適用認定証（以下、認定証という）」を発行することができます。医療機関の窓口で認定証を事前に提示すると、お支払い（自己負担額）を認定証に応じた限度額までにとどめることができます。

認定証の交付を受けられる対象かどうかは**お電話でも確認できます**ので、来庁前に下記の連絡先までお問い合わせください。また、制度の内容についての詳しい説明は、被保険者証に同封する「後期高齢者医療制度のご案内」に掲載していますのでご確認ください。

### ～過去に「減額認定証」・「限度額認定証」を取得したことがある方～

引き続き認定証の該当がある方は、被保険者証に同封してお送りしますのでご確認ください。

【お問合せ先】 国民健康保険課 後期高齢者医療係 ☎973-3177

# 7月から国民健康保険税の 納付が始まります！

【お問合せ先】 国民健康保険課 ☎973-3202

令和2年度の国民健康保険税納税通知書および納付書を7月中旬に世帯主宛にお送りしますので、最寄りの金融機関やコンビニエンスストア、うま市役所本庁舎国民健康保険課窓口で納めてください。

- ・各出張所では納付できませんのでご了承ください。
- ・国民健康保険は世帯単位で加入するため、世帯主が世帯全員の国民健康保険税の納税義務者になります。

## 令和2年度 国民健康保険税の納期限

今年度の納期限は下記の通りです。納め忘れのないようお願いいたします。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1期 ▶ 7月31日 金 | 5期 ▶ 11月30日 月 |
| 2期 ▶ 8月31日 月 | 6期 ▶ 1月4日 月   |
| 3期 ▶ 9月30日 水 | 7期 ▶ 2月1日 月   |
| 4期 ▶ 11月2日 月 | 8期 ▶ 3月1日 月   |

## 国保税の課税限度額について

令和2年度より地方税法等の改正に伴って、国民健康保険税の課税限度額が下記のように改正されます。

令和2年度	課税限度額	前年比
医療分	63万円	プラス2万円
支援分	19万円	
介護分	17万円	プラス1万円
合計額	99万円	プラス3万円

## 国民健康保険税の納付は口座振替がおすすめです！

口座振替だと納め忘れがなくなり、翌年度以降も自動的に継続されます。キャッシュカードで口座振替手続きが完了する『ペイジー口座振替受付サービス』も行っております。詳しくはお問合せください。

## どうしても納付が困難な時は…

そのままにせずお早めに国民健康保険課窓口までご相談ください。分割納付のご相談や、申請によって受けられる減免制度等があります。

### ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより収入が著しく減少するなど、国民健康保険税を一時納付できないときは、減免または猶予が認められることがあります。詳細は、国民健康保険課までお問合せください。

### ▶ 非自発的失業者にかかる軽減措置

会社の倒産や解雇・雇止め等により失業し、雇用保険を受給している方について、国民健康保険税を軽減する制度があります。**雇用保険受給資格者証**をご持参の上、申請してください。

### ▶ 減免制度

失業や営業不振、病気等により著しく所得が減少した場合、災害等のため著しい被害にあった場合に、所得割が減免される制度があります。該当と思われる方は**令和3年2月末日まで**に申請してください。

### ✓check 猶予や減免の申請を行うその前に…所得の申告はお済みですか？

国民健康保険税は申告等に基づき所得の判定を行っています。**申告等がない場合**、適切な課税がされないばかりでなく、**軽減・減免等を受けることができません**。申告がまだお済みでない方は市民税課等でお手続きください。